

田辺市弁慶広場をご利用ください！

一般の団体や個人業者も弁慶広場の利用ができるようになりました



編集・発行 田辺市企画広報課



〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1
☎0739(26)9969 ☎0739(22)5610
メール kikaku@city.tanabe.lg.jp



ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>



使用目的

【有料】

- ◇物品の販売、食材の提供等その他利益を目的とした行為
- ◇業としての写真、映画等の撮影などをする行為
- ◇興行

| | |
|--------------|--------|
| 午前 (8時～12時) | 2,670円 |
| 午後 (12時～18時) | 4,010円 |
| 夜間 (18時～21時) | 2,000円 |
| 全日 (8時～21時) | 8,680円 |

○申請に必要なもの

弁慶広場使用許可申請書、使用内容の分かる企画書等の参考資料、弁慶広場使用図面を各2部

○申請の受付

毎月最初の開庁日の9時30分に管理課管理係にて3か月先の分を抽選。(以降は受付の先着順)

申請書類は使用日の1週間(7日)前までに提出してください。

詳しくは、管理課のホームページ (<http://www.city.tanabe.lg.jp/kanri/index.html>) をご覧ください。

【無料】

- ◇貼り紙、貼り札などを表示する行為
- ◇ビラ、ちらしなどを配布する行為
- ◇募金、署名運動などの行為
- ◇集会、展示会などの催しのために利用する行為



アツ〜い夏に
この一杯！
特集